

第 2 号 議 案

大分県ドローン協議会規約の一部改正について(案)

規約の改正について、大分県ドローン協議会規約第 12 条第 3 号の規定により、下記のとおり議決を求める。

<改正案>

大分県ドローン協議会規約の一部を次のように改正する。

- 1 第 22 条第 1 項中、「大分県産業科学技術センター」を「大分県商工観光労働部新産業振興室」に改める。
- 2 附 則
この規約は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。

(参考)

<改正の内容>

【現 行】

(事務局)

第 2 2 条 協議会の事務局は、大分県産業科学技術センターに置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

【改正案】

(事務局)

第 2 2 条 協議会の事務局は、大分県商工観光労働部新産業振興室に置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

<改正の理由>

ドローン産業について、サービス分野の成長が期待されていることや、改正航空法の公布などを契機に、協議会においては今まで以上に国や関係機関等との連携した取組や最新情報の共有、県内企業への分野別のきめ細かな支援、県内自治体や各地域との連携、ドローンビジネスプラットフォームとの連携が必要となる。

このため、協議会の事務局を研究開発支援を主とする大分県産業科学技術センターから、県のドローン産業振興の主務課である大分県商工観光労働部新産業振興室に移管し、よりドローン産業の育成に資する取組を推進していく。

なお、移管後も技術開発や企業支援などにおいては産業科学技術センターと連携し、協議会の活性化とドローン産業の振興を図るものとする。